

## 第8回多摩市自治推進委員会 要点記録

平成24年2月24日（金）18：30～20：30

多摩市役所3階 特別会議室

出席者：山内委員長、金副委員長、今委員、柴田委員、中山委員

事務局：企画政策部長、企画課長、企画調整担当主査、企画調整担当主事

審議：住民投票条例について

委員長 会議を始める前に、私から傍聴者の発言について皆さんのご了解を得たい件があるので少しお時間をいただきたい。

第1回の自治推進委員会の時に会議運営に関する事項について確認し、傍聴者からの発言は原則認めず、委員会終了後に実施しているアンケートで意見を伺うこととしていた。だが、今まで私の判断で傍聴者の発言を認めていた。

原則は、第1回で確認したとおりであるが、場合によっては、皆さんに諮ったうえで傍聴者の発言も認めたいと思う。

ご意見があればご発言願いたい。

（異議なしの声あり）

委員長 自治推進委員会は開かれた委員会ということで、状況に応じて、必要があれば傍聴者の発言を認めることにする。アメリカの地方議会では傍聴者の発言を認めることもあるので、そのような気風が根付けば市民自治においても良いことではないかと思う。

では、本日の審議に移りたい。前回私から、常設型の住民投票条例を制定している自治体の制定の契機等をお調べいただくように事務局に依頼してあった。

また、あわせて今後の検討スケジュールも示していただいている。

では、まず事務局から説明をお願いしたい。

事務局 資料に基づいて、今後の検討スケジュールについて説明する。今回は住民投票条例設置の目的について協議いただきたい。以降第13回の報告書の市長提出まで、お示ししたスケジュール（案）で進行できれば良いかと思う。

制度の制定経緯について説明する。

川崎市は現市長の市政への考え方に、常設型の住民投票条例について含まれていた。平成14年に研究準備会、15年に制度検討委員会を設置して検討を進めた。高校生との意見交換、外国人代表者会議代表者との意見交換、市民フォーラム、庁内での意見調整、パブリックコメントなどを経て、平成21年4月1日に施行。

野田市は市長からの提案で検討に着手した。平成22年5月に行政改革推進委員会にて、本日資料でもお渡ししている基本方針について審議した。平成23年8月1日に施行ということで、かなり短期間に制定されている。市長からのトップダウンということで迅速に制定したということである。

我孫子市については、市民の陳情が制定の契機である。一度不採択になったが、同一の市民からの陳情が平成15年3月議会で採択された。一度目の陳情は大枠を示したものだったが、二度目は条例案として具体的に提案された。平成16年3月議会にて、議案訂正の上可決された。

川崎市の検討経過については、ニュースレターなども本日配付している。参照いただきたい。

委員長

事務局から説明があったが、質問やスケジュールについて意見はあるか。

多摩市の場合は現市長のマニフェストに含まれていて、本委員会で意見を問われているということになる。

原発問題でも、東京都や大阪市で住民投票を実施するかどうか言われているが、政治は多数者の意思が基本である。

選挙の時は、イギリス市民は自由、選挙後は奴隷だとルソーは言った。だからこそ直接民主制が必要だということである。

現代は間接民主制で、市長や議員に委任しているが、時々ここまで付託してはいないと感じることもある。時には住民に問うた方が良いのではないかという場合もあると思う。しかしポピュリズムは良からぬ方向に向かうこともあるので、場合によってはやはり間接民主制の方が良いのかもしれない。

アメリカ大統領選は、大統領選挙人がいる。その選挙人を選ぶ選挙である。現代はそれが直接民主制となっているが、かつては選挙人を選出した後に改めて選挙を行っていた。これは、アリストテレスも説いたことだが、大衆のポピュリズムが行き過ぎないように、選良によって政治を行なうべきだと言う考えに則っている。

副委員長

4回の委員会で議論して、5月以降にまとめるというスケジュールであるが、ここにある項目以外も議論した方が良いのだろうか。川崎市の場合はここに書かれたこと以外もあるのではないか。今後、検討項目の優先順位も含めて議論した方が良いだろう。

委員

住民投票実施の目的が重要である。先行市は住民自治に資するという文言が、条例に入っている。これが重要である。市民の参画の一環でもある。住民の意思で決定することについての重要性も前文で出すべきである。

本来ならば市民自身が住民投票条例制定の活動をする必要がある。

しかし、今回は市長が先んじて公約に掲げた。これは評価すべきである。まずは市民がこの条例の重要性を認知する必要がある。

市民自治の確立と市民参画の重要性については、もし条例を制定するならば理念に入れ込むことが必要である。

川崎市のニュースレターはとても良い。本日示されたスケジュール案にもう少し肉付けして討議した方が良いかもしれない。

委員

市民には一度議員を選出したら終了であるという意識がある。議員と市民は違うので、市民意識の表明として常設型の住民投票制度は重要であると思う。

委員

市長へ提出する報告書がどの程度のものになるのだろうか。そしてそれを受けた市長がどう扱うのかということがまだ分からない。

委員長

考え方の大枠を市長に示して、職員だけで構成するか市民を入れるか決まっていなくても、作業部会等を設置して実際の案づくりに着手する。本委員会では、大きな方向性を示せば良い。比較検討した結果、この考え方でどうかという示し方で良いと思う。

条例案については市長部局での検討もあるだろうし、議会との調整もある。本委員会では様々な論点について考え方を示すということになる。

事務局

今回の事務局スケジュール案で、第12回（6月）に個別設置型と常設型のメリット・デ

メリットを検討するとしている。

もっと早い段階での検討を考えていたが、実際に設置するとどうなるのか、他市の状況なども勘案して議論を重ねていき、最後にメリット・デメリットをまとめていただいて報告書を提出する。

委員 個別型の住民投票だと直接請求になる。個別型の住民投票の歴史は古いが、本来ならば市民から常設型の住民投票条例が必要であるという議論が高まるべきである。条例である程度手続きを規定していれば細かい手続きを省くことが可能になって、市民に身近なものになる。市民が行政に関わりを持つという意味合いから、時代に合わせて住民投票を変えていくべきである。

委員 果たして多摩市に常設型の住民投票が馴染むのだろうか。私も個別型では汲み取れない意見や、重大な事案については市民で決めるという観点から、常設型の検討が今後は必要であると考えている。今現在直接必要ではないかもしれないが。

そのようなことも含めて議論する必要がある。

委員 例え条例ができてもしばらくの間は使われないかもしれない。しかし、議会に対してのプレッシャーにはなる。実際には住民投票を実施しなくても、市民にそのような権利があるということが議会に緊張感を持たせるかもしれない。

多摩市の市民全員が参加するという事は、今までとは大きな違いがある。意識を持つと言うことで重要な意義がある。

委員 このような検討が行なわれているということすら知らない市民が多い。そのためには川崎市のニュースレターのようなものを発信して周知していく必要がある。

一部の人が知っているだけではなく、市民全員が知っている必要がある。

委員 個人的には、多摩市の規模でいきなり住民投票が実行されることはあり得ないと思う。住民自治は自分のまわりで、小学校区レベル、自治会管理組合レベルの顔が見える範囲での自治が生まれて、それが積み重なることによって市レベルになると考えている。今回自治推進委員会で住民投票条例について検討するというテーマをもらったが、いきなり住民投票条例を市レベルで考えるのは頭の切り替えが必要である。

決める過程で多くの人と一緒に入っていくことも大事である。

少数の委員で条例を制定しても住民自治にはならない。ただし、枠というか仕組みがないと住民自治にはつながらないかもしれない。川崎市のように自己決定の手段を確保するという理念もある。

委員 確かにそうだが、例えば基地問題などは、まち全体で話し合う必要がある。

もう一点は、個別設置型の条例には議会の反対が付きもので、制定するとしても時間がかかる。

地方自治は市長を直接選出する。直接民主制で住民自治が認められている。その枠組みのなかで住民投票条例が必要である。

委員 逆に議会が協力してくれるということもあるかもしれない。

委員 議員の住民投票の認識について、問題提起するのも良いかもしれない。

委員長 世論が変われば議員も変わる。議員は時代の動きに敏感なので変わるかもしれない。

地震に対する備えと同じで、いざという時のために備えておくということも必要である。

市民に物理的な負担を強いて、コストもかかるかもしれない。

しかし、原発や基地問題など大きなテーマについて、署名なども行なわれているが、政治家の政策判断でそういう声がつぶされてしまう。

また、施設の存続についても市民の意見を聞きたいと行政が思うかもしれない。議員はその施設を使用している人たちの意見を重視する。しかし市民の生活に影響してくるかもしれないので、行政は聞きたいと思うかもしれない。

郵政解散のように、直近の国民の意見を聞きたいということもあるかもしれない。

二元代表制なので、市長も議会ではなく市民の意見を聞きたいという時もある。逆に市長と議会の多数が組む時に、歯止めをかけるためにも市民の意見を聞いた方が良いということもあるかもしれない。

委員 長野県佐久市で総合文化施設を建設する際に、議会の多数が賛成したが、市長が住民に反対派がいるので住民投票を実施した例がある。

韓国でも小学校・中学校無償給食を提案した時に、市長の方で市民の意見を聞いたことがある。

委員長 直接請求制度は、場合によっては少数者の意見をにぎりつぶしてしまうことにもなりかねない。

ただし少数者の意見ばかりでは進まない。チェックをかけるためにも、市民はどう考えるかということ量を量る必要がある。

この制度があると、議会・行政ともに、丁寧に市民に説明するようになる。

コミュニティ自治という言葉は聞こえが良いが、本来は意見を戦わせて落としどころを見つけていく必要があるのではないかと。

(傍聴者から発言の申し出があり、委員長より許可された)

傍聴者 議会等では傍聴者の発言が認められないので、本委員会で認められて感謝する。

市長が財政難について説明をして、またストックマネジメントについてのテーマ別討論会を実施している。国も都も地方自治体も自立しなければいけない時代になっている。従来型の公共サービスをどこまでやるか、お金があるからできる、無くなったからできない、ということがある。市民も要求はするが、公共サービスをどこまでやれば、これだけのコストがかかるということを明確に示して、市民も負担する。あるいはそれは払えないから削減するということを決断していく。

選挙だけで市民の行政への関わりが終わってしまっていることが問題である。市民が自立して、決断をどの手段で行なうかという時に、住民投票条例で決まるということは有効なのではないか。市民の自立につながるのではないかと。

委員 選挙は人を選ぶが、住民投票は事柄を決める。これは画期的且つ、多摩市始まって以来のことである。ここを市民は良く認識するべきである。

この認識をどう広めるかも課題である。自己責任と自己決定が時代の要請である。

委員長 受益者負担や使用料算定について、これだけのコストがかかっているという話はしてきたが、限界が来た。

利用している人は対価を払う。密室の中での意思決定が明らかにされて、住民投票というチェック機能をクリアするプロセスが必要なのかもしれない。右肩上がりの時代は、補助金がついて次々と施設をつくっていた。唐木田コミュニティセンターはあれだけの

コストをかけてつくる必要があったのだろうか。良いものをつくると、その次も横並びで良いものをつくらないといけない。計画が進む時に、何が歯止めとなるのか。市民は自分の使っている施設だけが必要と考えてしまう。

自立する市民を育成する趣旨もある。その効用もあるし、備えあれば憂いなしと言うように、いざというときの市民意見の反映にも必要であると思う。

委員

自治基本条例が制定されて7年が経過している。これを機に、古いものが新しくなるように、住民投票が常設型に進化する必要がある。

市長の説明会やテーマ別討論会に参加してみたが、個人の感触としては市民が地域に関心を持ち始めているように思う。先日も参加できなかった人に請われて資料を貸したことがあったくらいである。

ここから一つひとつ始める必要がある。大変な労力とコストがかかると思うが、市民との対話を進めていくしかない。だから常設型は良いと思う。

委員

私も説明会に参加したが、参加者はコミセンのお風呂の廃止や、使用料の値上げについて危機感を持って集まっている人が多い。

身近な問題で関心が高まるということである。

委員長

意見はすぐまとまらないだろうが、市長は意見を戦わせて議論を煮詰めていくことを自治推進委員会に求めている。

なぜサンピアの跡地を市が買わなかったのか、そうしたことも本来なら住民投票等で市民に諮られる必要があったかもしれない。

土地の利用について問題が持ち上がることもあり得る。

これからはそんなことが出てこないとも限らない。色々なバランスを考える必要がある。議論を戦わせることが重要である。個別型の住民投票の場合、議会が否決したら終わりである。

委員

議会がどの程度まちや市民のことを考えているか疑問に思う部分がある。議会には議会の、行政には行政の思惑があるので、市民が関与していく必要がある。

委員

委員の皆さんの意見を聞くと、住民投票の意義に関わって、3つの視点が読み取れる。1つは自立した市民の育成、2つ目は住民の意思と議会が乖離している場合に住民投票が歯止めになるということ。3つ目は時代の流れ、要請であり、市民自らが地域のあり方を考えていく必要があるということである

委員長

自治基本条例にも住民投票条例制度について明確に示されている。今後は常設型に向かうことの意義について取りまとめられたら良いかと思う。

今回の議事録をもとに論点のまとめをつくり、次回委員会の冒頭で意思決定をして、整理していきたい。

次回はスケジュールによると、住民投票の結果の拘束力と対象事項についてである。

委員一同も制度について再考していただいて、議論を深めたい。

事務局

次回の日程は3月28日水曜日で確定する。

次々回は、第4火曜日は都合が悪い委員がいらっしゃるので、4月は26日木曜日とする。

今回意見いただいた内容は、議事録とは別に論点をまとめたものをあらかじめ委員にお送りする。

委員長

自由に意見を言っていただきたい。また次回もよろしく願います。